○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県中野市大字穴田字日向三六九七の三・三六九七の四・三七五〇の五・三七五一の二・三七五一の一二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大背字寺山一五八八の一、一五八八の二、一五八九、一五九〇、一五九一の一、一五九二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百六十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

表最上川水系の項中

最上川中流	左岸	山形県村山市大字田沢字小野原九百七番の六十五地先
	右岸	同市大字土生田字高橋千五百十五番の二地先
	左岸	山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向三千八百四十番の一地先の八千代橋
	左岸	山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番の三地先
	右岸	同村同大字字柏沢外八国有林百九十七林班く小班地先
	左岸	山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番の三地先
	右岸	同村同大字字柏沢外八国有林百九十七林班く小班地先
最上川への合流点		大石田、堀内、古口
真木		東北地方整備局新庄河川事務所 山形地方気象台

を

最上川中流	左岸	山形県村山市大字田沢字小野原九百七番の六十五地先
	右岸	同市大字土生田字高橋千五百十五番の二地先
	左岸	山形県北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向六十二番地先
丹生川		
最上川中流	左岸	山形県村山市大字田沢字小野原九百七番の六十五地先
	右岸	同市大字土生田字高橋千五百十五番の二地先
	左岸	山形県北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向六十二番地先
	左岸	山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番の三地先
	右岸	同村同大字字柏沢外八国有林百九十七林班く小班地先
最上川への合流点		大石田、堀内、古口
真木		東北地方整備局新庄河川事務所 山形地方気象台

に

最上小国川	右岸	同町同大字同字百四十三番地先
	左岸	山形県最上郡舟形町富田字矢弓十四番の一地先
	右岸	同町長者原字長者原千二百五十七番
	左岸	山形県最上郡真室川町大字大沢字以上沢向三千八百四十番の一地先の八千代橋
最上川への合流点		
最上川への合流点		
真木		長者原、堀内
		東北地方整備局新庄河川事務所 山形地方気象台

改める。

○国土交通省告示第九百六十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

石狩川水系の項中当別川の「北海道石狩郡当別町栄町五十番地先同道同郡同町幸町百二十二番地先」を「北海道石狩郡当別町川下百三十一番五号地先同道同郡同町下川町百三十三番一地先」に改め、同項中恵岱別川の次に次のように加える。

支川		
産化美唄川	左岸	北海道美唄市茶志内沼の内町北から幹川合流点まで
	右岸	同道同市茶志内町一区
支川		
美唄川	左岸	北海道美唄市開発町北から幹川合流点まで
	右岸	同道同市同町桜井
支川		
厚別川	左岸	北海道札幌市白石区川下七百三十五番地三から豊平川合流点まで
	右岸	同道同市厚別区厚別西七百三十番地一
最上川水系の項中須川の次に次のように加える。		
支川		
丹生川	左岸	山形県北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字川向六十二番地先から幹川合流点まで
	右岸	同県同郡同町同大字同字百四十三番地先
支川		
最上小国川	左岸	山形県最上郡舟形町富田字矢弓十四番の一地先
	右岸	同県同郡同町長者原字長者原千二百五十七番の三地先から幹川合流点まで
小矢部川水系の項中幹川の次に次のように加える。		
支川		
渋江川	左岸	富山県小矢部市蓮沼千五百四番地先から幹川合流点まで
	右岸	同県同市矢水町九十四番の四地先

○国土交通省告示第九百六十八号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

表名古屋高速道路の項中「同市中村区名駅四丁目から同市中川区山王一丁目」を「名古屋市中村区名駅四丁目から同市熱田区六番一丁目」に改め、「愛知県道高速清洲一宮線」を「愛知県道高速清須一宮線」に改める。